

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次

ページ

告示

○救急病院及び救急診療所の申出の撤回..... (医療政策課)	9
○救急病院及び救急診療所の認定の一部改正..... (医療政策課)	9
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定..... (治山課)	10
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定..... (治山課)	10
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定..... (治山課)	10

告示

北海道告示第835号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定による次の救急病院から、同項の申出を撤回する旨の届出があった。

なお、届出のあった救急病院の所在地及び申出撤回日は、省略し、北海道保健福祉部保健医療局医療政策課に備え置いて縦覧に供する。

平成18年10月10日

北海道知事 高橋 はるみ

- 医療法人東札幌病院(札幌市)
- 医療法人社団朗愛会こが病院(網走市)
- 苫小牧市立総合病院(苫小牧市)
- 恵庭第一病院(恵庭市)

北海道告示第836号

昭和62年北海道告示第1770号(救急病院及び救急診療所の認定)の一部を次のように改正する。

平成18年10月10日

北海道知事 高橋 はるみ

札幌市の項札幌鉄道病院の事項中「平成18. 9.30」を「平成21. 9.30」に改め、同項J A北海道厚生連札幌厚生病院の事項中「平成18. 9.30」を「平成21. 9.30」に改め、同項中「札幌医科大学医学部附属病院 札幌市中央区南1条西16丁目 平成18. 9.30」を「札

幌医科大学附属病院 札幌市中央区南1条西16丁目 平成21. 9.30」に改め、同項特定医療法人北榆会開成病院の事項中「平成18. 9.30」を「平成21. 9.30」に改め、同項札幌北脳神経外科の事項中「平成18. 9.30」を「平成21. 9.30」に改め、同項医療法人菊郷会札幌センチュリー病院の事項中「平成18. 9.30」を「平成21. 9.30」に改め、同項医療法人医仁会中村記念南病院の事項中「平成18. 9.30」を「平成21. 9.30」に改め、同項医療法人五月会小笠原クリニック札幌病院の事項中「平成18. 9.30」を「平成21. 9.30」に改め、同項医療法人社団翔嶺館新札幌聖陵ホスピタルの事項中「平成18. 9.30」を「平成21. 9.30」に改め、同項医療法人新さっぽろ脳神経外科病院の事項中「平成18. 9.30」を「平成21. 9.30」に改め、同項医療法人秀友会札幌秀友会病院の事項中「平成18. 9.30」を「平成21. 9.30」に改め、同項特定医療法人社団カレスッポ口時計台病院の事項、医療法人東札幌病院の事項及び医療法人社団賢仁会今井外科内科病院の事項を削る。

函館市の項市立函館病院の事項中「平成18. 9.30」を「平成21. 9.30」に改める。

小樽市の項医療法人ひまわり会札幌病院の事項中「平成18. 9.30」を「平成21. 9.30」に改め、同項市立小樽第二病院の事項中「平成18. 9.30」を「平成21. 9.30」に改める。

旭川市の項J A北海道厚生連旭川厚生病院の事項中「平成18. 9.30」を「平成21. 9.30」に改め、同項中「旭川医科大学病院 旭川市緑が丘東2条1丁目1番1号 平成20. 1.31」を「旭川医科大学病院 旭川市緑が丘東2条1丁目1番1号 平成20. 1.31 平成21. 9.30」に改める。

北見市の項小林病院の事項中「平成18. 9.30」を「平成21. 9.30」に改め、同項中「北見市国民健康保険常呂病院 北見市常呂町字常呂477番地 平成21. 3.31」を「北見市国民健康保険常呂病院 北見市常呂町字常呂477番地 平成21. 3.31 平成21. 9.30」に改める。

岩見沢市の項医療法人社団倉増整形外科の事項を削る。

網走市の項特別医療法人明生会網走脳神経外科・リハビリテーション病院の事項中「平成18. 9.30」を「平成21. 9.30」に改め、同項医療法人社団朗愛会こが病院の事項中「網走市南5条西2丁目3番地 平成20. 6.30」を「網走市字潮見153番地1 平成21. 9.30」に改める。

苫小牧市の項中「苫小牧市立総合病院 苫小牧市本幸町1丁目2番21号 平成21. 6.30」を「苫小牧市立病院 苫小牧市清水町1丁目5番20号 平成21. 9.30」に改める。

砂川市の項砂川市立病院の事項中「平成18. 9.30」を「平成21. 9.30」に改める。

登別市の項財団法人厚生年金事業振興団登別厚生年金病院の事項中「平成18. 9.30」を「平成21. 9.30」に改める。

富良野市の項医療法人社団ふらの西病院の事項を削る。

恵庭市の項中「恵庭第一病院 恵庭市福住町1丁目6番6号 平成19.10.31」を「医療法人浩仁会恵庭第一病院 恵庭市福住町1丁目6番6 平成21. 9.30」に改める。

美深町の項J A北海道厚生連美深厚生病院の事項中「平成18. 9.30」を「平成21. 9.30」に改める。

礼文町の項礼文町国民健康保険船泊診療所の事項中「平成18. 9.30」を「平成21. 9.30」に改める。

小清水町の項小清水赤十字病院の事項中「平成18. 9.30」を「平成21. 9.30」に改める。

上湧別町の項医療法人社団耕仁会曾我病院の事項中「平成18. 9.30」を「平成21. 9.30」に改める。

洞爺湖町の項医療法人社団洞仁会洞爺温泉病院の事項中「平成18. 9.30」を「平成21. 9.30」に改める。

北海道告示第837号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成18年10月10日

北海道知事 高橋 はるみ

1 解除予定保安林の所在場所 上川郡美瑛町字平和6688の2・11926（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、6350の3

2 保安林として指定された目的 風害の防備

3 解除の理由 指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道上川支庁産業振興部林務課及び美瑛町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第838号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成18年10月10日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 解除予定保安林の所在場所 磯谷郡蘭越町字新見5（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 水源のかん養

(3) 解除の理由 道路用地とするため

2(1) 解除予定保安林の所在場所 天塩郡遠別町字共栄296地先（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 なだれの危険の防止

(3) 解除の理由 指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第839号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成18年10月10日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 中川郡中川町（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

中川町（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 苫前郡初山別村（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 苫前郡苫前町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

